

## 令和4年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年12月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁 (欠席)	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員12名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳 (欠席)	22番 永露 茂
23番 篠原 新二 (欠席)	24番 櫻木 朝喜 (欠席)	25番 和佐野 やゑみ
26番 井手 峯勝	27番 日野 裕子	28番 手嶋 富與 (欠席)
29番 水城 正則	30番 星野 隆治 (欠席)	31番 満生 直樹 (欠席)
32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘	34番 平田 美津子
35番 高良 悟 (欠席)	36番 重光 清士	37番 上野 智実
38番 鬼塚 清明		

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・議案第 9号 空き家に付属した農地の指定について

### 4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博 幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田勝久
係長	松尾康年
事務吏員	渡辺晃
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係	柴山利夫
		久保山充晃
農地改良復旧室	計画管理係長	平田昌和
	計画管理係	石井宏明
		坂田巨希
		中村祐太

( 開会 14:30 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前  
にご連絡いたします。本日は8番吉松委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願  
いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）12名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に17番手嶋委員、18番林委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

6ページまで30件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から30番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願に  
ついて」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。

12番挙手  
議 長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) 誤って申請を行ったという事ですが、誤ったというのはどんな意味なのですか。  
7番挙手  
議 長 7番樫委員。  
7番 (樫委員) この案件は、譲受人〇〇さんが、高齢であるため息子さんで改めて申請をされるため取消の申請がなされたものです。なお、本日の3条の許可申請に出してあります。  
12番挙手  
議 長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) わかりました。  
議 長 他に、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。  
8ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明  
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課挙手  
議 長 農業振興課。  
農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。  
議 長 農業振興課の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
11ページをお開きください。次に、議案第2号「市営土地改良事業の換地計画に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明  
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農地改良復旧室の説明を求めます。  
農地改良復旧室挙手  
議 長 農地改良復旧室。  
農地改良復旧室(中村) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。  
議 長 農地改良復旧室の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
9番挙手  
議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 16ページの上流部の区画についてですが、昔ながらの変則的な区画みたいですが、下流域のように整理できないのでしょうか。  
農地改良復旧室挙手  
議 長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（平田）奈良ヶ谷川上流地区のことですが、河川の改良等もあり、河道も変わっていますが、土地の高低差等があるためこのような区画となっています。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 （窪山委員）わかりました。

10番挙手

議長 10番長野委員。

10番 （長野委員）16ページについてですが、土地65筆が35筆になっていますが、これは買収等があったのでしょうか。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（平田）65筆が35筆となったことについてですが、所有者が同一の土地をまとめたりして集約した結果、筆数が減少したものです。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（石井）若干補足いたします。奈良ヶ谷川地区で土地を手放された方もいらっしゃいますが、河川や道水路用地として取り込まれた方もおられますが、最終的には事業完了後の精算時に整理いたします。

10番挙手。

議長 10番長野委員。

10番（長野委員）わかりました。

議長 奈良ヶ谷川流域は非農地の部分がとても多いようですが、どうしてですか。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（石井）非農地で表示されている部分ですが、ブルーで表示されています河川部分に沿って、緑色で非農地の表示がありますが、これは河川及び河川の管理道路の区域です。

議長 河川区域というのはわかりましたが、地番があるのは何故ですか。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（石井）今回は地番がつきます。

議長 所有者はどうなりますか。

農地改良復旧室挙手

議長 農地改良復旧室。

農地改良復旧室（石井）所有者は市になります。

議長 わかりました。

他に、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、1件ずつ同意・不同意についてお伺いします。

まず、疣目川流域地区の換地計画について同意される方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、疣目川流域地区は同意といたします。

次に、奈良ヶ谷川流域地区の換地計画について同意される方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、奈良ヶ谷川流域地区は同意といたします。

それでは、議案第2号は2件とも同意とし、市長へ通知いたします。

18ページをお開きください。次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）」

について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の8番吉松委員、37番上野委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の11番鳥巢委員、28番手嶋委員、19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の16番畑委員、27番日野委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、議案第3号は可決されました。

20ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(川波) 朗読をもって説明。21ページまで6件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長

14番坂田委員。

- 14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人2名共に相続したが農家ではないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。  
6番挙手
- 議長 6番小島委員。  
6番 (小島委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人は高齢のためです。なお、新規就農ということなので、12月2日に三役と事務局と一緒に面談を行い、就農の意思確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号2番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。  
7番挙手
- 議長 7番椿委員。  
7番 (椿委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号3番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。  
15番挙手
- 議長 15番永井委員。  
15番 (永井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。  
15番挙手
- 議 長 15番永井委員。  
15番 (永井委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。  
4番挙手
- 議 長 4番末石委員。  
4番 (末石委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時20分まで休憩します。

15時10分休憩

15時46分再開

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。  
22ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。24ページまで9件ございます。



審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議長 17番手嶋委員。

17番 (手嶋委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は遊歩道の整備、理由は、申請地隣地に会社所有の休憩所等があり、周辺も公園化されているため、遊歩道を整備するもの。参考事項といたしまして既存敷地8,426.99㎡。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成の挙手

全委員 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟63.76㎡。農地法の運用は、その他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅及び貸家住宅の建設。理由は、現在、長女が借家住まいで手狭となったため、長女への貸家とともに、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、居宅2棟、自己用住宅117.22㎡、貸家65.50㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農

地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長  
9番 9番窪山委員。  
（窪山委員）審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲21区画の整備、理由は、申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域。一体開発する宅地346.62㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。  
15番挙手

議長  
15番 15番永井委員。  
（永井委員）審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場及び緑地の整備、敷地拡張。理由は、受注増等による露天資材置場の拡張及びそれに伴う現緑地帯の移設を行うもの。参考事項といたしまして既存敷地9,627㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。  
3番挙手

議長  
3番 3番井上委員。  
（井上委員）審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議



- 5番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域外、第2種農地であり現況は水路であり、20年以上前から用悪水路課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手
- 議長 14番坂田委員。
- 14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外、第2種農地。平成11年撮影の航空写真で宅地の一部となっていることを確認しています。  
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。  
11番挙手
- 議長 11番鳥巢委員。
- 11番 (鳥巢委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外、第2種農地。なお、現地で胸高、直径約30cmのスギを確認しています。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。  
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
28ページをお開きください。次に、議案第8号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議長 事務局
- 事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。30ページまで6件ございます。  
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課挙手

議 長 農業振興課

農業振興課（久保山）詳細について説明。ご審議方よろしく願いたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。それでは、議案第8号、除外5件、編入1件を一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

議 長 なければ、議案第8号、重要な変更の除外番号1番から5番及び重要な変更の編入番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認とし、市長へ通知いたします。

31ページをお開きください。次に、議案第9号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地が1筆隣接しています。空き家のすぐ隣に農地が位置することから「空き家取得者」が耕作、管理しやすいものと思われます。また、本件につきましては、空き家のみ売却され農地が残った場合、所有者が市外在住のため管理が行き届かず、遊休地化することが予測されます。よって、宅地と農地が一体として売却された方が、今後の農地管理等を考慮すると適当と思われます。なお、この農地は平成29年11月10日に「空き家に付属した農地」として指定を受け、平成30年3月9日に3条の許可を得て現在の所有者が取得した農地です。「空き家に付属した農地」については、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が提出されていますが、今回5年を経過せずに本申請が行われているものです。申請にあたりまして理由書が提出されていますので、その内容を報告いたします。申請者は長田で農業をしながらボランティア活動を行っておられましたが、新型コロナウイルスの影響により思うような活動ができず糸島へ帰ることになったとのことでございます。今回のご審議で「空き家に付属した農地」として指定を受けた場合、空き家及び農地の取得者が農地法3条による取得申請として、面談等行いまして、農業をできるか、できないかの判断をすることになります。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしく願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 16:15）